

非課税口座上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 新旧対照表

(改定日：2019年6月1日 下線部が改定部分)

現行	改定後
第2条（非課税口座開設届出書等の提出等） お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」（既に当行に非課税口座を開設しており、<u>平成30</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り、）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）または「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当行に対して<u>同法</u>第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第<u>22</u>項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。（以下省略） 2 「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。（以下省略） 5 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 (1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき	第2条（非課税口座開設届出書等の提出等） お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」（既に当行に非課税口座を開設しており、<u>2018</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り、）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）または「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当行に対して<u>租税特別措置法</u>第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第<u>24</u>項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。（以下同左） 2 「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定<u>もしくは</u>累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。（以下同左） 5 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 (1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定ま

現行	改定後
(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき 7 平成29年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に<u>平成29</u>年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、<u>平成30</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。 第3条（非課税管理勘定の設定） 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成26</u>年から<u>平成35</u>年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。（以下省略） 第3条の2（累積投資勘定の設定） 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成30</u>年から<u>平成49</u>年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非	たは累積投資勘定が設けられていたとき (2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき 7 2017年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に<u>2017</u>年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては<u>2018</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。 第3条（非課税管理勘定の設定） 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014</u>年から<u>2023</u>年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。（以下同左） 第3条の2（累積投資勘定の設定） 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018</u>年から<u>2037</u>年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税

現行	改定後
課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。 第5条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、<u>租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。</u>）のみを受け入れます。（以下省略） 第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限りま</u>す。）のみを受け入れます。 (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>20</u>項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等	適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。 第5条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、<u>「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）、（2）に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。</u>）のみを受け入れます。（以下同左） 第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、</u>「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>22</u>項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等

現行	改定後
第 7 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>20</u> 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（以下省略） 第 8 条（非課税管理勘定終了時の取扱い） 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとしします。 第 8 条の 2（累積投資勘定終了時の取扱い） 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとしします。 第 9 条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 当行は、お客さまから提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日を言います。）か	第 7 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>22</u> 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（以下同左） 第 8 条（非課税管理勘定終了時の取扱い） 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとしします。なお、「<u>非課税口座継続適用届出書</u>」の提出をしたお客さまが出国をした日から「<u>非課税口座帰国届出書</u>」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 第 8 条の 2（累積投資勘定終了時の取扱い） 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとしします。なお、「<u>非課税口座継続適用届出書</u>」の提出をしたお客さまが出国をした日から「<u>非課税口座帰国届出書</u>」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 第 9 条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 同左

現行	改定後
ら 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。（以下省略） 第 10 条（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き） 2 お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の <u>9 月 30 日</u>までの当行が定める日までに、当行に対して「<u>金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）</u>」をご提出いただく必要があります。<u>この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第 37 条の 14 第 25 項の規定を適用します。</u> 3 <u>平成 36 年 1 月 1 日</u>以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に平成 35 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りま す。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 第 12 条（契約の解除） （新設）	同左 <u>ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u> 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（<u>第 1 項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。</u>）には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。（以下同左） 第 10 条（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き） 2 お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の <u>12 月 31 日</u>までの当行が定める日までに、当行に対して「<u>非課税口座異動届出書</u>」をご提出いただく必要があります。 <u>（以下削除）</u> 3 <u>2024 年 1 月 1 日</u>以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に <u>2023 年</u>分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りま す。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 第 12 条（契約の解除） <u>（2）租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 1 号に定める「非課税口座継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項に定める「非課税口座帰国届出書」の提出をしなかった場合【租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項の規定により「非</u>

現 行	改 定 後
(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合【出国日】 (3) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する 非居住者に該当しないこととなった場合【租税特別措置法第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）】 (4) 省略 附 則 この約款は、2019年1月1日より適用させていただきます。	<u>課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日）】</u> (3) 租税特別措置法施行令第 37 条の 14 第 27 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合【出国日】 (4) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「非課税口座継続適用届出書」を提出した場合を除く。）【租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）】 (5) 同左 附 則 この約款は、2019年6月1日より適用させていただきます。